

放射性物質を保有している施設等の津波防護対策の検討について

1. はじめに

東海再処理施設には、約 40 施設の放射性物質を保有している施設等がある。津波襲来時に守るべき施設を明確にする観点から、各施設の安全に関する情報について整理するとともに、以下の方法で津波防護対策の検討を行う。

2. 津波防護対策の検討

放射性物質を保有している施設等（約 40 施設）を対象に津波に対する影響評価を実施し、防護対策の優先順位をつけた上で必要な対策を行う。

- ・設計津波が襲来した場合に発生する事象（セル・機器内への浸水、機器の損傷等による放射性物質の海洋流出、地上流出等）について検討。
- ・想定される事象発生時における被ばく影響評価（実施可能な対策を考慮）を実施。
- ・守るべき設備・機能の洗い出しを実施。
- ・環境への影響が大きい場合は、その施設については設計津波に対して施設の安全機能に影響を生じないよう必要な対策を検討。
- ・環境への影響が大きい場合であってもレベル 2 津波に対して施設の安全機能に影響を生じないよう必要な対策を検討。

3. 実施スケジュール

項目	3月	4月	5月	6月	7月	8月～	備考
発生事象の検討		■					
被ばく影響評価			■	■			
対策の検討				■	■		
対策の実施						-----	<ul style="list-style-type: none"> ・工事・施設の運転等を伴わないものは適宜実施（～R2 年度末）。 ・工事を伴うものについては R3 年度末を目途に実施。

以上